

項 目	措 置
<p>2 . 児童の商業的性的搾取の防止 (1) 初等教育児童への教育一般</p> <p>(2) 児童の権利に関する教育</p> <p>(3) 性教育等、教育を通じた児童の商業的性的搾取の予防</p>	<p>日本国憲法第26条は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」と規定し、基礎教育は義務化、無償化されている。在日外国人の児童については、この義務を負うものではないが、外国人の児童が教育を受ける機会を得るために公立小・中学校に入学を希望する場合には、教育委員会はその入学を許可し、これらの学校に受け入れるよう指導しているところ、引き続き人種・国籍にかかわらず、基礎教育を義務化、無償化する。</p> <p>学校教育において、「児童の権利に関する条約」で規定されるように児童生徒の人権に十分配慮した教育指導や学校運営が行われることが求められることから、小・中学校の社会科、高等学校の現代社会、政治・経済、家庭一般などにおいて基本的人権の尊重や人権に関する国際法の意義と役割、児童の成長や人間形成について取り扱うこととしており、これらの教科書においても児童の権利に関する条約について具体的に取り上げられているところ、引き続き学校教育において児童の権利を含む基本的人権の尊重等に関する教育を促進する。</p> <p>教職員等中央研修講座において、「児童の権利条約」、「人権尊重の教育」、「人権教育について」、「男女共同参画社会」をテーマとした講義を設け、研修を実施しているところ、引き続きこのような研修を実施し、人権尊重の教育の推進に努めていく。</p> <p>児童相談所職員研修、児童福祉施設職員研修において、児童の権利に関する研修を実施しているところ、引き続きこのような研修を実施し、児童の人権への配慮を促進していく。</p> <p>検察においては、検察職員に対し、「児童買春法の制定並びに児童及び女性に対する配慮について」などをテーマとした研修を実施しているところ、このような研修を通じ児童の人権への配慮を促進する。</p> <p>警察においては、警察学校教養、職場教養において被害児童の権利の保護等に関する研修を実施しているところ、このような研修を通じ児童の人権への配慮を促進する。</p> <p>教員に対し、性教育に関する研修を実施することによって教員の資質向上を図り、学校における性教育の充実に努めていく。</p> <p>学校において、児童の発達段階に応じた性教育を行うことにより、児童が性に関する科学的知識を理解するとともに、生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい</p>

項 目	措 置
<p>(4) 啓発措置</p>	<p>異性観を持つことによって、自ら考え、判断する意思決定の能力を身に付け、望ましい行動をとれるようにすることを促進する。</p> <p>学校教育において、情報化社会に主体的に対応できるようにするため、情報及び情報手段を適切に選択・活用できる能力を育成するとともに、情報化の及ぼす影響や情報モラルについて指導する。</p> <p>学校において、児童に薬物乱用防止に関する教育を行うことを通じ、児童が薬物乱用の危険性、犯罪等についてしっかり自覚するとともに、現在及び将来にわたり薬物乱用は絶対に行うべきではないし、許されることではないという態度を身につけさせるよう努める。</p> <p>学校の教育活動を通じて、他者を思いやること、異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重すること、生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重することなど、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養う。</p> <p>1997年に取りまとめられた「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画においては、学校教育における人権教育、人権の関わりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育等あらゆる場を通じた人権教育の推進が謳われており、女性、高齢者、外国人等の課題とともに児童の問題に関しても重点的に取り組むこととなっている。</p> <p>法務省に設置された人権擁護推進審議会は、1999年に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について答申を発表し、学校、社会、家庭等における人権教育・啓発の重要性を指摘している。また、2000年11月には、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立した。</p> <p>警察では、1999年11月の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の施行にあわせて、各種広報媒体を活用し、広報啓発活動を行ったほか、児童買春事件や児童ポルノ事件を検挙した場合には、事件概要を公表することなどにより、被害防止のための広報啓発活動を実施しているところ、引き続きこのような啓発活動に努める。</p> <p>法務省の人権擁護機関では、児童の人権を含め、人権を尊重することの重要性を広く国民一般に認識してもらうなど、人権尊重思想の普及高揚を図るため、講演会・座談会の開催、テレビ、ラジオの放送、パンフレット・リーフレ</p>

項 目	措 置
	<p>ットの配布など積極的な啓発活動を展開しているほか、児童を含めたあらゆる人々に対する差別をなくすため、日常的な啓発活動に加え、人権週間（毎年12月4日から10日まで）において全国的な啓発活動の強調事項の一つとして「子どもの人権を守ろう」を掲げて様々な啓発活動を実施しているほか、人権擁護委員の日（毎年6月1日）などにおいても、街頭啓発、講演会などを通じて全国的な啓発活動を実施しているところ、引き続きこれらの啓発活動に努め、児童の人権問題発生の予防に寄与していく。</p> <p>また、個別的にも児童の人権をめぐる諸問題を専門的に取り扱う「子どもの人権専門委員」を選任し、「子どもの人権相談所」や「子どもの人権110番」などにおいて相談に 応じることを通じて児童の人権に関し周知に努める。</p> <p>児童を含む青少年の健全な育成を図る観点から、毎年7月を「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」及び毎年11月を「全国青少年健全育成強調月間」としているところ、これらの月間において有害環境浄化活動の推進等のための集中的な広報・啓発活動に努める。</p> <p>「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の施行にあわせ、在外公館を通じ、同法の意義と内容について、日本語及び英文テキストを作成・配布し、広く海外に周知徹底を図った。今後も、児童の商業的性的搾取に関連する国内法制の整備等が行われた際には、同法律の内容について、在外公館等や外務省ホームページ等を通じ、広く海外への周知徹底に努める。</p> <p>児童問題に精通した有識者等の協力も得つつ、諸外国で各種講演会を開催するなどして本件会合の紹介の他、我が国における児童の商業的性的搾取に関する取組の紹介に努める。</p> <p>Eメール等を利用して、児童の商業的性的搾取に関するNGOや一般市民からの意見を積極的に吸い上げる。また、メーリングリスト、インターネット等を積極的に活用して児童の商業的性的搾取に関する国際的な動き等の情報を広く一般に提供する。</p> <p>外務省ホームページを通じて、我が国の「児童の商業的性的搾取に対する国内行動計画」など国内外に児童の商業的性的搾取の根絶に向けた各種取組や、「第2回児童の商業的性的搾取に関する世界会議」の概要等の周知に努める。</p> <p>また、右ホームページには会議終了後も引き続き、児童の商業的性的搾取に関する我が国の取組の進捗状況等につき関連情報を随時掲載していく。</p>

項目	措置
<p>(5) メディアとの協力</p> <p>(6) 関連業界との協力 ・買春</p>	<p>「第1回児童の商業的性的搾取に関する世界会議」のフォローアップの一環として、NGOと協力して、児童の売買、児童のポルノの根絶を訴えるポスターを作成し、国内に配布した他、アジアを中心とする在外公館に配布し、領事窓口に掲示する等の啓発活動に努めた。更に、外務省のホームページに右世界会議の結論文書等を掲載し、国内外に広く右世界会議の成果と意義を広報した。</p> <p>「第2回児童の商業的性的搾取に関する世界会議」においても、NGOと協力してパンフレットの作成、シンポジウムの開催、各種イベントのアレンジ、国内外の各種広報媒体、広報誌等を通じて、会議開催の意義及び目的を国内外に広く広報するよう努める。</p> <p>児童の商業的性的搾取に対する更なる問題意識の喚起を目的として、「第2回児童の商業的性的搾取に関する世界会議」のプロセス、会議本体、フォローアップの各場面において国内外のNGOと協力して広報啓発活動に努める。</p> <p>我が国は、九州・沖縄サミットに際して、NGOとの対話と連携に取り組んできた努力を継続し、国際社会において大きな役割を果たすことが期待されるNGOとの協力関係を構築していくことが重要であるとの認識に基づき、2000年10月、外務省内に「NGO連絡センター」を設置したところ、同センターの活動を通じて、児童の商業的性的搾取に関するNGOとの連携の強化に努める。</p> <p>「第2回児童の商業的性的搾取に関する世界会議」の準備段階からメディアの積極的な参加を促し、児童の商業的性的搾取に関する諸問題に対する共通理解を深める。</p> <p>運輸省（現、国土交通省）では、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の施行に際し、同法の周知及び同法に関する情報提供を行うことを要請する旨の通達を旅行業界関係者に対して発出した他、同法の周知活動に関して旅行業界との連絡会議を開催し、業界内の意識啓発を行った。また、旅行業協会においても、旅行業務取扱主任者研修（営業所において旅行取引に関する管理・監督に関する業務を行う者に対する研修）、旅程管理研修（旅行に同行してサービスの確実な提供等を確保する者に対する研修）において、旅行会社の従業員に対する教育を行い、旅行会社が不健全旅行に関与しないこと、旅行者が旅行先で児童買春等に関与しないことを呼びかけている。また、旅行業協会や国際観光振興会においては、ホームページ、FAX サービス、パンフレットの配布、広報誌への掲載等の周知活動を行うことで、不健全旅行の排除を目指してゆくこととしているところ、今後とも国土交通省は旅行業協会、国際観光振興会等の観光関連団体と連携し、旅行者に対する啓発活動に努める。</p>

項 目	措 置
<p>(2) 国際的捜査協力及び情報交換の推進</p>	<p>ポルノ事犯取締推進本部」のように、少年、風俗、刑事、ハイテク犯罪対策等の関係部門が連携した取締本部やプロジェクトチームを設置するなどして、部門間の垣根を取り払った機能的な体制を構築しているところ、引き続き捜査体制の強化と取締等の徹底を促進していく。</p> <p>また、警察庁においては、1999年4月、少年保護対策の充実強化を図るため、少年課に少年保護対策室を設置し、同室が中心となり、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の運用に関し、都道府県警察の指導等に当たっているところ、引き続き同法の適切な運用を推進していく。</p> <p>警察では、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」等を活用し、児童買春事犯、児童ポルノ事犯の取締を徹底しているところ、テレホンクラブが児童買春事犯の温床と認められることを踏まえ、テレホンクラブ営業に対する指導、取締はもとより、その規制の強化を検討するとともに、テレホンクラブ営業にかかる児童買春事犯の取締を徹底していく。さらに、ファッションヘルス等の性を売り物とする営業に対する指導、取締を徹底していく。</p> <p>また、インターネットを利用した児童ポルノ事案については、巧妙かつ潜在的な手口でサイトを開設しているものがあるところ、これに対しては、関係機関やNGO等の団体と協力しつつ、端緒情報を掘り起こし、児童ポルノ公然陳列、児童ポルノ頒布等違反で積極的に検挙していく。</p> <p>国境を越えて敢行される児童の商業的性的搾取等に対処するには、犯罪地国又は犯人国籍国等による訴追・処罰が的確に行われる必要があるところ、そのための国際捜査共助や逃亡犯人引渡し等の国際協力の推進・強化に努める。</p> <p>また、我が国は、外国から寄せられた捜査共助・犯罪人引渡要請のいずれについても、当該国との間で条約を締結しているかどうかにかかわらず、一定の要件の下にこれに応えることを可能とする法制をとっており、今後も右法制に基づき適切に実施していくこととする。</p> <p>国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（仮称。2000年11月15日、第55回国連総会において採択）は、国際的な組織犯罪を防止し、これと戦うための協力を促進することを目的とする国際的な法的枠組みを創設するものであり、犯罪人引渡しのための枠組み、国際的な捜査・司法共助のための枠組み等を規定している。我が国は、2000年12月12日、同条約に署名したところ、今後は、必要な法整備を含めできる限り本条約の締結準備作業を速やかに進めていく。</p> <p>また、いわゆる「人の密輸議定書（Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and</p>

項 目	措 置
<p>(3) 途上国の法執行体制の強化・支援</p>	<p>Children, supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime)」(2 0 0 0 年 1 1 月 1 5 日 第 5 5 回国連総会において採択) は、右条約とあいまって、特に女性及び児童をはじめとする国際的な人の密輸を防止し、これと戦い、また被害者を保護するための協力を促進することを目的として普遍的かつ効果的な法的枠組みを創設するものであり、我が国はその趣旨を踏まえ、今後必要な検討を進めていく。</p> <p>法務省入国管理局においては、入管法違反に係る事件について、警察等の捜査機関との恒常的な情報交換を行っており、不法滞在外国人を商業的性的に搾取している者にかかる情報を入手したときには、捜査機関に情報提供するとともに合同で摘発することもあるところ、加害者の確実な摘発のため、今後とも捜査機関とのこうした情報交換と協力を努める。</p> <p>税関で発見された児童ポルノのうち、関税定率法第 2 1 条第 1 項第 4 号 (風俗を害すべき物品) に該当するわいせつ物品であれば、税関自らが取り締まることになるが、2 0 0 0 年より、わいせつ物品に該当しない物でも、税関で発見された児童ポルノについては、すべて警察に通報を行うこととなり、これにより、輸出入される児童ポルノに対する取締の強化が期待される。</p> <p>警察では、児童買春等の国外犯の捜査について、外国捜査機関等との連携を強化することが重要であることから、警察職員を随時海外に派遣することなどにより、外国捜査機関等に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の内容を周知するとともに、外国捜査機関や I C P O ルートで具体的情報が我が方に速やかに提供されるような緊密な関係を構築しているところ、引き続き外国捜査機関等との連携の強化に努める。</p> <p>また、事件立件に当たっては、外交ルートによる捜査共助要請により外国の捜査機関と連携し、適切な対応をとっていくこととしているところ、日本国民による海外での児童買春等の国外犯につき引き続き積極的な捜査を進めていく。</p> <p>2 0 0 0 年の国連総会決議 5 5 / 2 5、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約 (仮称) 第 3 0 条 (経済的な発展及び技術支援を通じた条約の実施) 等を踏まえ、国連国際犯罪防止センター (C I C P) に拠出することを通じ、同センターによる犯罪対策に係る技術協力のための事業を支援する。</p> <p>途上国の法執行体制の強化を支援するため、主としてアジアの途上国政府関係者を対象とした国連アジア極東犯罪防止研修所 (U N A F E I) による各種研修も含め、刑事</p>

項 目	措 置
<p>4 . 社会復帰及び再統合 (1) 司法手続きにおける被害児童への配慮</p>	<p>司法制度や出入国管理制度の強化のための協力を努める。</p> <p>我が国は、出入国管理セミナー（１９８７年から毎年実施）、偽変造文書鑑識技術者セミナー（１９９５年より毎年実施）、旅券偽変造防止セミナー（１９９７年から１９９９年まで実施）、出入国情報管理電算セミナーなどの各種セミナー、シンポジウム等を定期的で開催してきたが、今後もこれらの場を通じて、途上国の法執行体制の強化・支援に努める（右に加え、２０００年１月には「人の Trafficking に関するアジア太平洋地域シンポジウム」を開催したほか、また、２００１年１月には、アジア太平洋地域の法執行機関幹部の参加を得て、「アジア太平洋国際組織犯罪対策会議」を開催した。）。</p> <p>我が国は、途上国の法執行体制の強化支援に留まらず、犯罪との戦いにおいて児童を守り、また、被害児童に対するケアを実施するため、関係当局間の協力及びNGOを含む市民社会と協力して採られる措置の必要性を確認し、かかる団体等との協力を積極的に努める。</p> <p>「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」は、同法に規定する罪にかかる事件の捜査及び公判に職務上関係のある者に対し、児童の人権及び特性に配慮する措置について定めているところ、同規定の適切な運用を図る。</p> <p>証人が証人尋問の際に受ける精神的・心理的な負担を軽減するため、証人の遮蔽措置やビデオリンク方式による証人尋問が導入されたところ、今後適切な運用を図る。</p> <p>警察では、児童買春の被害児童への対応にあたり、以下のような方法をとることにより、少年の特性に配慮することはもとより、犯罪の特性にも十分配慮し、心身に有害な影響を受けた被害児童の精神的負担を和らげるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 担当者を女性警察官等の適任者とする。 - 必要に応じ、被害児童の心身の状況に関し、専門職員の見解を聞く。 - 事件の態様・被害児童の状況等を勘案して女性職員を立ち合わせる。 - 事情聴取に先立ち、または右に並行して、必要に応じ少年の心理、生理、その他少年の特性に関する知識や少年の取扱いに関する技術を有する少年相談専門職員、少年補導職員等によるカウンセリング等を実施する。 - 事情聴取の回数や時間に十分配慮する。 - 状況により、警察職員が家庭へ出向く等、警察施設以外の施設で事情聴取を行う。

項 目	措 置
<p>(2) 被害児童のカウンセリング</p> <p>(3)(被害) 児童の救済・保護</p>	<p>警察では、被害児童に十分配慮した事情聴取等が行われるよう、職員に対する各種の警察学校教養や警察署等での職場教育等を行っているところ、引き続き職員にこのような研修訓練を徹底していく。</p> <p>児童相談所は、被害を受けた児童、保護者、関係機関からの相談通告により、カウンセリング等の心のケアを実施しており、引き続き、児童相談所におけるカウンセリング機能の充実に努める。</p> <p>児童相談所が迅速に被害児童の心理的ケアを行うため、警察等の関係機関との情報交換を促進する。</p> <p>被害児童の心身の状況、家庭環境、生活環境等を勘案し、必要な場合には児童福祉施設への入所措置を講じ、生活指導等を実施することで、被害児童の適切な保護に努める。</p> <p>児童相談所において、被害児童の適切な保護が行われるよう対応の手引きを作成することとしており、この手引きに基づき引き続き被害児童の適切な保護に努める。</p> <p>法務省の人権擁護機関では、児童の人権に関する相談については、全国の法務局・地方法務局に「子どもの人権相談所」や「子どもの人権110番」を開設し、児童たちが相談しやすい体制をとっているほか、児童の人権をめぐる諸問題を専門的に取り扱う「子どもの人権専門委員」を選任し、「子どもの人権相談所」などにおいて相談に応じるなどしているところ、引き続き積極的に児童の人権に関する相談体制の充実に努める。</p> <p>法務省の人権擁護機関では、児童の人権が侵害された場合、その救済のために司法的・行政的手続によるのが相当と思われる事案については、関係機関への連絡をとるほか、法律扶助機関へのあっせん、法律上の助言その他適当と認められる援助を行う等の処置を講じているところであり、今後ともこのような援助を行っていく。</p> <p>法務省の人権擁護機関は、児童の権利のみならず広く人権の擁護・促進のために、様々な人権侵害事案の調査処理や、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動に取り組んでいる。これらの施策の一層の充実に努めるため、現在、法務省に設置された人権擁護推進審議会において、その方策の基本的な在り方について、調査審議が行われている。2000年11月には、「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」が公表され、その中では、パリ原則等を参考に、人権救済機関の組織体制の整備も必要であるとされている。</p>

項 目	措 置
<p>6 . 児童の参加</p>	<p>づけるなど、より手厚い保護を図る内容となっている。</p> <p>我が国は、右条約に関しては、2000年12月12日に署名し、必要な法整備を含めその締結準備作業を速やかに進めていくこととしているが、右議定書についても、その趣旨を踏まえ、今後、国内法との関係等必要な検討を進めていく。なお、右議定書の内容にも関連する個別具体的な国内的措置については、他の項目の記載を参照のこと。</p> <p>2001年12月に開催される「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」には、青少年の参加が予定されているところ、NGOとも協力しつつ、会議の討論やその他の会議に付随して行われる行事などにおいて、できる限り青少年が意見を表明する機会を設けるよう配慮することにより、商業的性的搾取の問題への取組への児童の参画を支援する。</p>